

【新旧対照表】会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 会員 | 第1条 会員 |
| <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第39条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> | <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに<u>第4条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第39条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> |
| 第2条 カードの貸与およびカードの管理 | 第2条 カードの貸与およびカードの管理 |
| <p>1. 当社は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。会員は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> | <p>1. 当社は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。<u>また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</u></p> |

【新旧対照表】 会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|-----|--|
| | <u>第4条の2（WEB サービス等）</u> |
| | <u>1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等の際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「MyJCB 等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB 等を利用する必要はありません。</u> |
| | <u>2. MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。</u> |
| | <u>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u> |
| | <u>4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービス等のうち一部の機能を利用することができません。</u> |
| | <u>5. 会員は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員は E メールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCB または当社から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</u> |

【新旧対照表】会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| | <u>6. 会員は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。</u> |
| | <u>7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</u> |
| 第 5 条 付帯サービス等 | 第 5 条 付帯サービス等 |
| 4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス（「MyJCB」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。 | <削除> |
| 5. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。 | <u>4. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</u> |
| 第 6 条 カードの有効期限 | 第 6 条 カードの有効期限 |
| 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。 | 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された <u>年月の末日までとします（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）</u> |

【新旧対照表】会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| 第9条 届出事項の変更 | 第9条 届出事項の変更 |
| <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> | <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、<u>国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）</u>、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> |
| 第2章 個人情報の取り扱い | 第2章 個人情報の取り扱い |
| 第13条 個人情報の収集、保有、利用、預託 | 第13条 個人情報の収集、保有、利用、預託 |
| <p>3. 会員等は、当社または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</p> | <p>3. 会員等は、当社または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は<u>次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/</u>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</p> |
| 第3章 ショッピング利用、金融サービス | 第3章 ショッピング利用、金融サービス |
| 第22条 ショッピングの利用 | 第22条 ショッピングの利用 |
| <p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の</p> | <p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、<u>原則として</u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、<u>JCB が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、</u>端末機への暗</p> |

【新旧対照表】会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p> | <p>証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p> |
| <p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p> | <p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および<u>暗証番号の入力</u>を省略することができます。</p> |
| <p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> | <p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</u></p> |
| <p>7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> | <p>7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める<u>本人認証手続き</u>を求める場合があります。<u>申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、</u>会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> |

【新旧対照表】会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>第24条 ショッピング利用代金の支払区分</p> <p>2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> | <p>第24条 ショッピング利用代金の支払区分</p> <p>2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、<u>一部の加盟店の利用</u>、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> |
| <p>第4章 お支払い方法その他</p> | <p>第4章 お支払い方法その他</p> |
| <p>第34条 明細</p> | <p>第34条 明細</p> |
| <p>1. 当社は、「MyJCB」および「MyJ チェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p> | <p>1. 当社は、<u>「MyJ チェック」</u>の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p> |

【新旧対照表】 会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとし、当社が公表する事由に該当する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> | <p>2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「<u>MyJ チェック</u>」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとし、当社が公表する事由に該当する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> |
| <p>第 38 条の 2 （取引の制限等）</p> | <p>第 38 条の 2 （取引の制限等）</p> |
| | <p><u>(5) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u></p> |
| <p>(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p> | <p><u>(6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</u></p> |

【新旧対照表】 会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| 第39条 退会および会員資格の喪失等 | 第39条 退会および会員資格の喪失等 |
| <p>4. 会員（(5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> | <p>4. 会員（(5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、<u>(12)</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> |
| | <p><u>(12) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</u></p> |
| 第42条 費用の負担 | 第42条 費用の負担 |
| <p>本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> | <p><u>1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</u></p> |
| | <p><u>2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と本会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社または JCB が公表する金額を本会員は負担するものとし、本会員は当社の請求に基づき、当該金額を第33条に定める方法により当社に対して支払うものとします。ただし、本会員が約定支払日に支</u></p> |

【新旧対照表】 会員規約（個人用）の改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| | <u>払わなかった約定支払額が金融サービスにかかるもののみによって構成される場合にはこの限りではありません。</u> |
| | <u>附則</u> |
| | <u>第4条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。</u> |
| カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。 | カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。 |
| 4. 第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。 | <削除> |
| 規約本文末尾 | 規約本文末尾 |
| 2024年4月1日現在 | <u>2025年2月28日</u> 現在 |

| <p><加盟個人信用情報機関></p> <p>(途中省略)</p> <p>●各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟個人信用情報機関</th> <th>提携個人信用情報機関</th> <th>登録情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>CIC、JICC</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。</p> | 加盟個人信用情報機関 | 提携個人信用情報機関 | 登録情報 | CIC | JICC、全国銀行個人信用情報センター | * | JICC | CIC、全国銀行個人信用情報センター | * | 全国銀行個人信用情報センター | CIC、JICC | * | <p><加盟個人信用情報機関></p> <p>(途中省略)</p> <p>●各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟個人信用情報機関</th> <th>提携個人信用情報機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> </tr> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>CIC、JICC</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削除</p> | 加盟個人信用情報機関 | 提携個人信用情報機関 | CIC | JICC、全国銀行個人信用情報センター | JICC | CIC、全国銀行個人信用情報センター | 全国銀行個人信用情報センター | CIC、JICC |
|--|---------------------|------------|------|-----|---------------------|---|------|--------------------|---|----------------|----------|---|---|------------|------------|-----|---------------------|------|--------------------|----------------|----------|
| 加盟個人信用情報機関 | 提携個人信用情報機関 | 登録情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CIC | JICC、全国銀行個人信用情報センター | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JICC | CIC、全国銀行個人信用情報センター | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国銀行個人信用情報センター | CIC、JICC | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加盟個人信用情報機関 | 提携個人信用情報機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CIC | JICC、全国銀行個人信用情報センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JICC | CIC、全国銀行個人信用情報センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国銀行個人信用情報センター | CIC、JICC | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |